

順番	質問者	質問事項	質問の要旨	答弁者
1	第4番 永井 勝則	白馬村の行政としての発信力と情報管理について	<p>ここでいう自治体の発信力とは、易しくいうと、「まちのことを、みんなに上手に伝える力」のことです。またみんなとは、そこに住んでいる人やそこで働いている人、学んでいる人、そこに観光に来る人、住みたいと考えている人などを指しています。</p> <p>そして、自治体の発信力を考える上で重要なのは「自治体が出す情報は、みんなに伝わらなければ意味がない」ということです。</p> <p>白馬村は一般に、発信力が強いと思われがちですが、それは観光面での話であって、行政からの発信はそうやすやすとは伝わりません。以降では、行政としての発信力と情報の管理について伺います(資料参照)。</p> <p>1. 広報誌について</p> <p>① 「広報はくば」はもう配ってもらわなくてもよい、という声がありますが、どう思われますか、またどういった対処が考えられるかを伺います。</p> <p>② 読者ターゲットは一般村民ですが、中でも高齢者がメインになると思います。しかしそれにしては文字が小さすぎます。文字を大きくすると読みやすくなりますが、伝える情報量が減ります。この相反性を補う方策について考えを伺います。</p> <p>2. Webサイトについて</p> <p>① 「白馬村行政サイト」はとにかく見づらくて、欲しい情報が探しづらい構造になっています。こうした声は行政に届いているかを伺います。</p> <p>② たどり着いた先がPDFファイルだったというケースが多々あります。PDFは元々印刷用の形式であり、Webページの情報提示に適したものではありません。PDF形式を多用する理由を伺います。</p>	村 長

順 番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	答弁者
1	第4番 永井 勝則	白馬村の行政としての発信力と情報管理について	<p>③ PCを使わない高齢者の多くはスマートフォンで情報を得ようとしています。PDFで表示されると文字が小さいので拡大する必要がありますが、拡大すると全体の見通しが悪くなるので、多くの場合高齢者はここであきらめて閉じてしまいます。これは、PDF形式を用いているせいで、情報が必要な人に届いていないということであり、PDFの弊害だと思いますが、見解を伺います。</p> <p>3. YouTubeについて</p> <p>YouTubeは、ユーザー数が全世界で25億人、日本人が7,000万人と言われる動画投稿サイトで、使い方によっては発信力の大きな武器になり得ますが、一歩間違うと大炎上する恐れがあるので、注意が必要な媒体です。「白馬村役場公式YouTube」チャンネルで公開されている動画の再生回数は、残念ながら非常に少なく、この中には「マナー条例」を周知する外国人向けの動画も含まれています。このチャンネルを今後どのように活用していくのか、考えやアイデアを伺います。</p> <p>4. 情報の管理について</p> <p>伝えるべきではない情報も多々あると思います。私は新入社員時代、雑誌社から私が勤める会社について取材され、そこでの発言をいのように切り貼りされて出版された苦い経験があります。こういったことにならないための職員教育や情報の管理はどのようになされているのかを伺います。</p>	村 長
2	第2番 太田 学	庁舎の長寿命化と段階的整備方針について	<p>本庁舎は昭和54年に建設され、築47年が経過しています。平成28年度には耐震改修が実施され、また令和5年度には空調設備がヒートポンプ方式へ更新されるなど、安全性や省エネルギーへの取り組みが進められています。これらの取り組みは評価するものです。</p> <p>一方で、庁舎内では床材の摩耗や壁面の損傷、配線の複雑化など、経年による劣化が見受けられます。耐震改修は、地震時の倒壊を防ぐことを目的としたものであり、建物の骨組みそのものの劣化がどの程度進んでいるかは別の問題であると理解しています。</p>	村 長

順番	質問者	質問事項	質問の要旨	答弁者
2	第2番 太田 学	庁舎の長寿命化と段階的整備方針について	<p>鉄筋コンクリート造の建物では、長年の使用により、コンクリートが本来持っている性質が徐々に変化し、内部の鉄筋が傷みやすくなる現象が起こるとされています。築40年から50年程度で、こうした影響が現れ始める例も多いとされています。そこで伺います。</p> <p>1. 現庁舎について、建物の骨組み部分がどの程度劣化しているかを確認するための調査、いわゆるコンクリートの劣化状況を確認する調査や、構造体全体の状態を把握する診断は実施されていますか。実施している場合、その結果をどのように評価しているかお伺いします。</p> <p>2. 平成28年度の耐震改修後、現庁舎を今後どの程度の期間使用する想定で管理しているのかお伺いします。</p> <p>3. 電気設備や配線設備について、老朽化の状況や安全面のリスクをどのように把握し、更新計画を整理しているかお伺いします。</p>	村 長
3	第8番 伊藤まゆみ	<p>1. 人口減少について</p> <p>2. 「第二のニセコ」について</p>	<p>1月30日長野県の企画振興部は「毎月人口移動調査に基づく2025年中の長野県の年間人口増減数」(添付資料①参照)を公表しました。それによると当村の2026年1月1日の総人口は9,712と2025年1月1日の9,486を226人上回る数になっています。</p> <p>しかし内訳では日本人の自然増減△82、社会増減数△166の計△248。対して外国人は自然増減+1、社会増減数+473の計+474となっています。このことを踏まえ以下のことについて伺います。</p> <p>① この日本人の社会減を食い止める施策は第6次総合計画のどこに当たるのかを伺います。</p> <p>1月20日付の読売テレビの情報番組で「【異変】人口1万人以下の村に外国人が殺到“第二のニセコ”長野・白馬村は今『土地・建物込み2棟で4億円』!インバウンドの光と影」という報道がありました。</p>	<p>村 長</p> <p>村 長</p>

順 番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
4	第8番 伊藤まゆみ	3. 白馬村第 6次総合計画 について	<p>《以下は4ページ①の続きからです》</p> <p>例えば、私の住む白馬町区は大型施設の建設予定が複数あり、駅前の解体工事は止まったままで、私の隣組の施設は既に解体が終わり、大樽川沿いに八方口までの道ができるといった「噂」があります。</p> <p>近隣住民は、それは本当なのか、どうなっているのか、誰が購入しどうなるのか、と噂レベルの情報だけで、詳しいこと知る術を持ち合わせておらず不安でいっぱいです。</p> <p>② 第6次総合計画前期基本計画の75頁（添付資料参照）の「しごと 地域資源を活かし、経済的な豊かさを育む」の重要指標の最上段に「観光振興により地域住民の暮らしが豊かになると思う人の割合」は、現状値が44.4%（R6）、目標値が60.0%となっています。この割合を60%まで押し上げなくてはならない理由をお聞かせ願います。</p> <p>③ 2月8日に行われた衆議院選挙において、自民党が圧倒的多数の316議席を獲得しました。ここにおいての皆さんはご存知かと思いますが、この議席数は憲法改正発議に必要な総議員の2/3、衆議院465席で必要な310議席を自民党単独で取った形となりました。</p> <p>この結果が意味するものは、高市首相が選挙前に「国を二分する政策に着手する」即ち自民党の悲願でもあった「緊急事態条項」（現在では名称が「国会機能維持条項」）の創設に踏み切り有事に備える、即ち戦争の可能性さえ秘めていると考えられます。</p> <p>安全保障で一番気がかりなのが食糧危機です。農水省のデータなどでは有事の際に輸入が止まれば化学肥料、種子の依存や生産体制の崩壊により食料自給率は極めて深刻なレベルまでに低下する可能性があると言われてます。</p> <p>こういった現状を踏まえ、この村の年間の米消費量を調査・計算し耕作放棄地を使いコメに関しては自給率100%を目指すべく、第6次総合計画に盛り込むお考えがないかを伺います。</p>	村 長

順 番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	答弁者
5	第3番 鈴木 均	宿泊税の管理と観光局のかかわりについて	<p>いよいよこの6月から宿泊税が実施されます。宿泊事業者の皆さんは、戦々恐々と今後の推移を見守っています。そこで以下を質問します。</p> <p>①宿泊事業者への宿泊税事務説明会回数とのべ出席事業者数は。</p> <p>②現時点で登録宿泊事業者数とそのうち特別徴収義務者としての登録件数は。</p> <p>③今年6月から2026年度及び来年2027年度の宿泊税収入見込みと予算は。また、予算に基づく事業計画は。</p> <p>④アンケート等で宿泊事業者の使途希望を把握していますか、また宿泊客へのアンケートの計画は。</p> <p>⑤白馬村が観光局へ派遣している役員及びスタッフの人数と人件費は。</p> <p>⑥地域DMO（「一般社団法人白馬村観光局」）は、「観光地域づくりの司令塔」といわれますが、その目的と役割は。定款に宿泊税の管理事業の記述がありますか。</p> <p>⑦観光局の事業範囲についてお伺いします。観光局の資料によれば、「宿泊税の使途（資金）管理団体としての機能」として「使途活用実施計画の策定」「具体的実施事業の審議」「交付決定」「事業実績の管理」をあげていますが、これらは、「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」（以下「条例」とする）第10条で、「宿泊税の使途を審議するため」「観光地経営会議」を置くと規定した「観光地経営会議」の権限ではありませんか。なぜ、観光局が「宿泊税の使途（資金）管理団体」になるのですか。</p>	村 長

順番	質問者	質問事項	質問の要旨	答弁者
5	第3番 鈴木 均	宿泊税の管理と観光局のかかわりについて	<p>《以下は6ページ⑧の続きからです》</p> <p>⑧「観光地経営ビジョン」には、宿泊税管理のガバナンスとして、「地域DMOへ責任と権限を付与」とありますが、「条例」には管理団体という表現はありません。使途管理を観光局に委ねるなら、その契約書を交わさなければなりません、それはありますか。議会に出すべきではありませんか。契約書の有無と「責任と権限」の具体的内容を教えてください。</p> <p>⑨観光局の中に「〈仮称〉宿泊税使途計画審議委員会（使途管理団体内部の独立した組織）」（以下「委員会」とする）を設置するとありますが、条例にはありません。委員会は必要ですか。</p> <p>⑩「委員会」の構成と責任者は。公募委員を入れますか。税の主体は行政であり、委員会は観光課の内部に置くべきではありませんか。</p> <p>⑪もっとも汗をかく宿泊事業者の声を反映することが重要であると考えますが、観光協会は委員会に含まれますか。また、委員会は年に何回開き、審議の透明性はどのように担保されますか。委員会の公開、傍聴、会議録の公開は。</p> <p>⑫「条例」第12条に「使途の基本方針」として「経営ビジョンに定める経営戦略の範囲内の事業」として4項目を挙げていますが、宿泊税を除雪や下水道など観光基盤整備に活用することによって一般財源からの支出を抑えることができるとおもいますが、大胆に活用する考えはありますか。</p> <p>⑬ 当面は行政が「伴走」というイメージがわかりません。具体的に説明願います。また、当面というのはいつまでですか。</p>	村 長